

■認知症対策として利用できる制度

	民事信託 (家族信託)	任意 後見契約	遺言書
本人の認知症対策として有効か	○	○	×
遺言的機能はあるか	○	×	○
家族の認知症対策になり得るか	○	×	○

るといった、もろもろの事情を踏まえ、家族以外の専門職を選任することもよくあります。選任された成年後見人は「本人（妻のこと）を守るため」に選任されているので、遺産分割協議においては法定相続分を求

めることが一般的です。その結果、当初予定していた「子どもが単独で賃貸物件を承継すること」がかなわなくなるケースも考えられるでしょう。

以前は、妻が亡くなるまで手続きを先延ばしにすることも検討できましたが、2024年から始まった相続登記義務化により、それも難しくなりました。何より賃貸用物件の場合は、家賃の振込先口座を子どもに変更するために、相続登記を求められることが多いです。

遺言書があれば、遺産分割協議が不要となり、望んだ承継ができたかもしれないのに……。そうならないためには、オーナー本人の認知症対策だけでなく、オーナーの家族の認知症対策としても、遺言書を作成するべきだと私は考えます。

**認知症になってしまったら遺言書は書けないのか**

「遺言書を書くまでは認知症と診断されるわけにはいかないのに、病院に行かせませんでした」という話があります。しかし、それは大きな間違いで

す。早く病院に連れて行ってあげてください。

遺言書を扱う専門職や公証人の多くは「認知症と診断されたか」ではなく、目の前にいる本人に判断能力があるかどうかを見ます。

「長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)」というものがありません。「今日は何月何日ですか?」「先ほど挙げた三つの言葉を思い出して言ってください」といった、5分強で終わる30点満点のテストです。医師が患者に対して行うことが一般的です。

このスケールの結果は、20点程度で軽度認知症、10点程度で高度認知症と判断される指標にもなります。10点程度の人が書いた遺言書が相続発生後に無効と判断された裁判例は多くあります。一方で、17点(軽・中度認知症)でも無効とされた裁判例もあります。このように、あくまでも一つの指標に過ぎませんので、このスケールだけで判断するのは妥当ではありません。認知症がある程度進行していても、簡単な遺言書であれば有

効と判断された事例もあります。簡単な遺言書とは、例えば「私の財産のすべてを長男の○○に相続させる」といった趣旨のもので、冒頭の話に戻りますが、父親が認知症と診断されてから来所した人の相談を受け、父親本人に会った結果、認知症対策の手続きを断らざるを得ないというケースはままあります。対策はお早めに。



今回の解説

司法書士事務所えみち  
(東京都大田区)

司法書士・宅地建物取引士・1級ファイナンシャルプランナー

鈴木 美穂氏

大手信託銀行で10年間勤務。相続対策や相続発生後の手続き、不動産の売買や有効活用、金融資産の管理などの相談を数多く受ける。その後、司法書士法人および不動産仲介事業者での経験を経て、司法書士事務所を開設。不動産手続きのほか、認知症対策、相続の事前対策、事後手続きを中心に行う。